

# 令和7年度における公立大学法人前橋工科大学の障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針

令和7年4月1日  
公立大学法人前橋工科大学

## 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）で就労する障害者の自立の促進に資するため、以下のとおり公立大学法人前橋大学（以下「法人」という。）における施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

## 2 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項で規定する別表1に掲げる施設等のうち、その住所又は所在地が群馬県内にあるものとする。

## 3 調達する物品等

法人が契約によって調達する物品等のうち、別表2を参考に、法人が調達する印刷物、データ入力、除草作業、消耗品調達等、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

## 4 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、1の趣旨に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努め、調達実績額が前年度水準以上となるよう取り組む。

## 5 物品等の調達の推進方法

### （1）調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

### （2）障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

### （3）随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程（公立大学法人前橋工科大学規程第12号）第24条第1項第2号に規定する随意契約を積極的に活用するものとする。

## 6 調達実績の公表

法人は、年度終了後に障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、速やかに法人ホームページにより公表する。

別表 1

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第 11 項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第 25 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別表 2

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍等
	②食料品・飲料	パン、弁当おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー、茶、米、野菜、果物等
	③小物雑貨	衣服、身の回り品、装身具、食器類、絵画、彫刻、木工品、金工品、刺繍品、陶磁器、ガラス製品、おもちゃ、人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗等
	④その他の物品	机、テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書、冊子、名刺、封筒等の印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ等
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理等
	④情報処理、 テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし等
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店等
	⑥その他の サービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別等